発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月24日
【発行者の名称】	株式会社セールスアカデミー （SalesAcademy Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宮脇　伸二
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区天神二丁目３番36号
【電話番号】	(092)771-7185（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部部長　高野　浩次
【担当F-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白岩　直人
【担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com/
【電話番号】	(03)6804-6805
【取引所金融商品市場等に関する事項】	福岡証券取引所　Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社セールスアカデミー https://www.sales-ac.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期
決算年月		2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	151,257	157,941	186,753
経常利益	（千円）	10,612	11,115	23,256
当期純利益	（千円）	38,418	4,211	18,197
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	39,850	39,850	39,850
発行済株式総数	（株）	799	799	399,500
純資産額	（千円）	13,182	17,394	35,592
総資産額	（千円）	103,412	105,584	103,808
１株当たり純資産額	（円）	33.00	43.54	89.09
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	―	―	―
１株当たり当期純利益金額	（円）	98.19	10.54	45.55
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	12.7	16.5	34.3
自己資本利益率	（%）	―	27.5	68.7
株価収益率	（倍）	―	―	13.83
配当性向	（%）	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	14,147	27,554	13,988
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	276	△2,807	△626
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	26,942	△10,719	△10,204
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	56,629	70,657	73,816
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	5〔０〕	5〔０〕	5〔０〕

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
２．第18期及び第19期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

４．第19期の財務諸表については、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第20期の財務諸表については、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第３項の規定に基づき、監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第18期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
５．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
６．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
８．自己資本利益率については、第18期は期首において債務超過のため記載しておりません。
９．2025年９月18日付けで普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

２ 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2007年９月	福岡市中央区天神四丁目にて資本金10,000千円で株式会社チェースアンドインクリーズ設立（現当社）
2008年４月	営業支援システム、ベンチャー企業専門の求人サイトのサービス提供を開始
2009年９月	営業職向け研修に参入
2010年４月	福岡にセミナールームを開設、公開講座事業に参入
2013年５月	株式会社セールスアカデミーに社名変更
2015年４月	新入社員研修に参入
2016年９月	東京都新宿区に東京オフィス開設
2020年１月	業務拡大につき福岡本社を福岡県福岡市中央区天神二丁目に移転
2020年４月	研修を受講し一定基準を満たした人材の紹介を目的として人材紹介事業の株式会社セルスタ（子会社）を設立
2024年７月	事業環境の変化により、株式会社セルスタ清算
2025年12月	福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場

３ 【事業の内容】

当社は、「活き活きと働く人材を創出する会社」というミッションのもと、主に新入社員研修及び営業研修を中核とした人材育成事業を展開しております。人材を企業成長の源泉と捉え、顧客企業の持続的な成長と社員一人ひとりの自己実現を支援することを事業の根幹に据えています。

当社は2007年９月、福岡市中央区に「株式会社チェースアンドインクリーズ」として設立されました。設立当初は、経営コンサルティング業務を主軸とし、営業力や財務体質の強化を中心としたアドバイス提供、ベンチャー企業専門の求人サイト運営、営業支援システムの開発など、多角的なサービスを手がけていました。

事業活動を続ける中で、営業職に就いたものの十分な成果を出せず離職を余儀なくされる人材や、高い離職率に悩みつつも有効な打ち手がない企業が多く存在することを痛感しました。創業者である宮脇は、コンサルティング現場を通じて「営業という職種は本来、非常にクリエイティブで魅力的な仕事であるにもかかわらず、正しい教育やサポートがないことで苦しむ営業パーソンが多い」という社会的課題に直面し、その解決を使命と感じるようになりました。

このような課題意識から、2010年４月には福岡市にセミナールームを開設し、営業研修事業を本格始動しました。当初の経営コンサルティングやシステム開発など他事業を全て撤退し、人材育成事業へと大胆に事業転換しました。これに伴い、社名を「株式会社セールスアカデミー」に変更し、教育研修に専念する体制を構築しました。

当社の主力サービスは、新入社員研修及び営業研修です。営業研修は、単なる営業スキル習得に留まらず、「営業の本質」や「自ら考え行動する力」「継続的に成長できるマインドセット」など、長期的な成果に結びつく人材育成を重視しています。受講後のフォローアップや現場定着支援、個別相談などアフターサービスも充実させ、顧客企業の課題解決に伴走する体制を整えています。

また、営業研修をきっかけに新入社員研修のご依頼が着実に増加し、以降は新卒採用を継続する企業から毎年ご発注いただくケースが拡大し、売上の安定成長を下支えしています。新入社員研修では、“令和式の甘やかさない”教育方針を徹底し、社会人として不可欠な「社会人基礎力」や「仕事の進め方」など、実践的かつ体系的なプログラムを提供しています。受講生一人ひとりが自ら考え、行動に移せるように厳しくも温かく指導することで、早期離職の抑制や即戦力化を実現できるよう心がけております。こうした独自の教育スタイルが多くの顧客企業から評価され、毎年のリピート受注につながっています。

2015年４月には「新入社員研修で日本一頼りにされる会社になる！」を経営ビジョンに掲げ、戦略的に新入社員研修を拡大いたしました。

市場規模に目を向けると、2026年時点の新社会人は全国で約60万人、当社の2026年８月期における年間受講者数は1,116人であり、シェアは0.19%とまだ限定的です。今後はまずシェア１%（年間受講者6,000名）を目標とし、さらなる拡大を図っています。

研修は「講師派遣型」と「公開（集合）型」の２形態を展開しております。講師派遣型は５名以上の受講が想定される場合に、顧客企業の指定場所に講師を派遣して実施いたします。一方、公開型は１名から受講可能で、東京・福岡のセミナールームにて他社の受講生と合同で実施します。

サービス提供形態・価格・プログラム内容も柔軟に設計し、顧客企業ごとの課題や業界特性に応じた最適な提案が可能であり、高い顧客満足度が当社の競争力の源泉となっています。

また、クロスセル戦略にも注力しております。新入社員研修をきっかけに、営業研修、上司・管理職研修、若手向け研修などをワンストップで提案し、１社あたりの取引拡大に注力しています。

研修品質の維持・向上には「講師の質」が最重要と考え、厳格な基準で講師（自社社員・提携パートナー）を採用・育成に注力しております。講師マニュアルや指導ガイドラインを整備し、属人的なばらつきを排除する運営体制を敷いています。受講者アンケートを通じて毎回品質フィードバックを行い、内容の見直しや講師育成にも活用しています。

2026年８月末時点で、当社の提携パートナー講師は51名となっております。採用チャネルも多様化しており、当社ホームページ経由の応募、研修講師団体からの紹介、既存関係者ネットワーク等から積極的に候補者を獲得しました。2026年８月期には16名の研修講師候補者と面談し、講師レベルの向上を図っております。

今後も講師ネットワークの拡充と育成体制の強化に注力し、研修リピート率のさらなる向上と全国規模の対応力強化を目指します。

当社の研修サービスは、「新入社員研修」「営業研修」「管理職研修」「若手向け研修」「その他研修」の５つに大別されます。それぞれの特徴は以下のとおりであります。なお、当社は「人材育成事業」の単一の報告セグメントであるため、セグメント情報は記載を省略しております。

＜新入社員研修＞

新入社員研修では、当社考案の「社会人としての心構え10ヶ条」を用いて、自分はお客様ではなく、会社や世の中に貢献する立場であること、上司・先輩を評価するのではなく、上司・先輩やお客様から評価される立場に変わったことを認識させ、考え方や価値観に変化をもたらすことを主眼としております。

当社の新入社員研修では、「甘やかさない新入社員研修」をコンセプトにしており、社会人として身に着けるべき基礎力（挨拶・返事、報告・連絡・相談、感謝の心をもって対応する力、気持ちを伝える力、聞く態度）を徹底して伝えます。

＜営業研修＞

当社の営業職向け研修では、成績優秀な営業パーソンが実践している営業の原理原則をもとに、営業マインドとスキルの両面を体系的に伝えています。

営業職が受けがちなストレスを営業力に変え、受講者が営業職の面白さと自信を身に着けることができるように経験豊富なプロ講師陣が営業職の心構え、立ち振る舞い（挨拶、返事等）、具体的な営業スキル（ヒアリング力、プレゼン力等）を指導いたします。

＜管理職研修＞

当社の管理職研修では、管理職として求められる役割や責任を明確化し、リーダーとしての覚悟と実行力を醸成します。

具体的には、部下との信頼構築、適切なフィードバック、組織目標のマネジメントなどを、ロールプレイングや実例を交えながらトレーニングし、「指導しないことがリスクである」ことを強く認識させます。単なる理論習得にとどまらず、管理職としての行動変容を促す実践型研修を行っております。

＜若手向け研修＞

入社１～３年目の若手社員を対象に、基礎から次の段階へと進むための「若手向け研修」を提供しています。

本研修では、「甘やかさない若手向け研修」として、自ら考え、判断し、行動するための土台を築くとともに、目標設定力、問題解決力、周囲を巻き込むコミュニケーション力などを伝えます。

また、プレゼン演習や自己発信ワーク、職場での実践課題等も交えながら、甘えや他責の思考を排除し、「社会人として一段階成長する」ための本気の指導を行っております。

＜その他研修＞

当社では、新入社員研修、営業職向け研修、管理職研修、若手向け研修以外にも、ニーズに応じた多様な階層別・目的別の研修をご提供しております。たとえば、社会人基礎力向上研修、目標達成力向上研修、マナー研修など、実務に直結した内容を取り揃えております。

こうした研修は、単独で実施されることもありますが、主に新入社員研修や営業職研修の延長として実施されるケースが多く、顧客企業の具体的な課題や要望に応じたカスタマイズにも対応しております。

また、当社研修を継続的に利用いただいている企業からの要望に基づき、オリジナルの研修プログラムを設計・実施するなど、伴走型の人材育成支援も行っております。

なお、事業系統図は、以下のとおりであります。

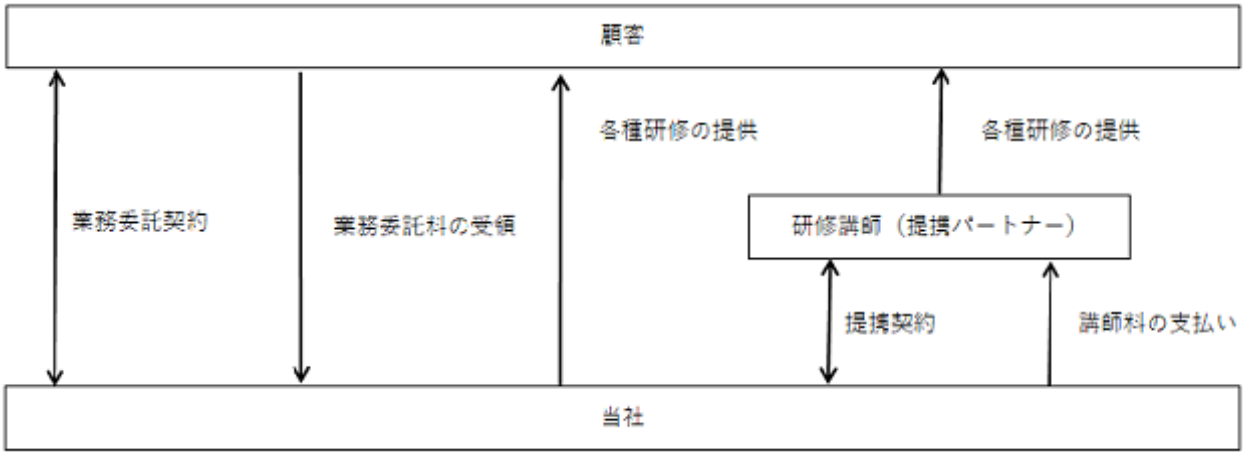

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5	32.8	5.0	4,702

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	5

(注) １．当社は単一セグメントのため、セグメント別の従業員数は記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．臨時雇用者を採用しておりませんので、臨時雇用者数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度のわが国経済は、実質GDP成長率が1.0%程度と予測され、緩やかな拡大基調を維持しています。前年に続き賃上げの流れが広がり、個人消費の下支え要因となりました。加えて、円安基調の継続により輸出企業の収益は底堅く推移し、国内景気も持ち直しの動きがみられます。一方で、地政学リスクの高まりや主要国間の金融政策の違いによる為替変動など、先行きには依然として不透明感が残っております。

このような経済環境下、当社を取り巻く研修市場は、矢野経済研究所によると2025年度に前年度比3.7%増の6,075億円となり、当事業年度である2026年度には同水準（同3.7%増）の6,300億円規模に拡大すると見込まれております。特に人的資本経営を重視する企業が増加しており、新入社員研修に加えて、次世代リーダー層や管理職層を対象とした研修需要が引き続き伸長しています。

当社は、この業界成長を背景に、安定した業績を確保することができました。具体的には、「甘やかさない」をコンセプトにした新入社員向け研修が時代のニーズと合致し、当事業年度の売上を押し上げる結果となりました。また、研修専門会社として培ったノウハウを活かした入社2年目3年目の社員向け研修、さらに経営層に近づくための管理職研修も顧客から高い評価を得ております。これらの取り組みの結果、新規顧客の獲得並びに既存顧客からのリピート受注につながりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高186,753千円（前期比18.2%増）、営業利益23,852千円（前期比100.6%増）、経常利益23,256千円（前期比109.2%増）、当期純利益は18,197千円（前期比332.0%増）となりました。

なお、当社は人材育成事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度は、現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は73,816千円（前事業年度末は70,657千円）となり、前事業年度末に比べ3,158千円増加いたしました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果、増加した資金は13,988千円（前事業年度末は27,554千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益23,256千円が資金の増加要因となった一方で、契約負債の減少4,508千円等が資金の減少要因として影響によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果、減少した資金は626千円（前事業年度末は2,807千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得額616千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果、減少した資金は10,204千円（前事業年度末は10,719千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出10,204千円によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、人材育成事業の単一セグメントであり、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載をしておりません。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載しておりません。

(3) 販売実績

第20期事業年度(自2025年９月１日　至2026年８月31日)における販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
新入社員研修	114,670	145.1
営業研修	19,682	63.7
管理職研修	32,096	121.8
若手向け研修	17,068	156.9
その他研修	3,237	30.0
合計	186,753	118.2

(注) １．当社の報告セグメントは単一であるため、サービス別毎に記載しております。
２．総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先別の販売実績等の記載は省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題として、以下の項目に取り組んでまいります。

(1) 研修品質の維持向上と安定した供給体制の確保

当社は、市場動向や顧客ニーズを的確に捉え、顧客のニーズや業界特性に応じた最適な研修プログラムを提供するため、毎年内容の見直しを行っております。

研修品質の維持・向上に向けては、当社が厳選した社員または提携パートナーが講師を務め、独自の研修マニュアルに基づいて研修を実施しております。また、安定した講師の供給体制を確保するため、複数の講師紹介ルートを確保するとともに、起用前に事前レクチャーやロールプレイングを実施し、講師の指導力や研修内容の理解度を確認しております。

さらに、当社社員が研修会場を巡回し、研修の実施状況を確認することで、品質の維持・向上に努めております。特に新入社員研修では、「甘やかさない、令和式の新入社員研修」をコンセプトに、社会人として必要な基礎力を徹底的に鍛えることを重視しております。実践的な演習を多く取り入れ、受講者が必要な行動を身につけられるまで指導を行うとともに、「なぜ（理由）」と「やり方（技術）」をセットで伝えることで、若者の行動変化を促しております。また、時代とともに変化する新入社員の傾向も踏まえて研修内容を検討し、その情報を社内外の講師陣と共有することで、受講者の実態に即した研修の提供を図っております。

(2) 人材の確保と育成

当社にとって、最も重要な経営資源は「人」であります。人材育成サービスを提供するうえでは、当社の経営理念やビジョンに共感し、受講者一人ひとりの成長や、サービスを提供する顧客の課題に真摯に向き合う人材の存在が欠かせません。こうした人材が専門性や経験を発揮することが、当社サービスの価値向上と持続的な成長につながるものと考えております。

当社では、事業の継続的な成長とサービス提供体制の維持・拡大に向け、経営理念に共感する人材の確保を重要な経営課題と位置付けております。新卒・中途を問わず採用活動を積極的に推進し、多様な経験や強みを持つ人材の確保に努めてまいります。

また、採用した人材の定着と早期戦力化に向け、社内研修制度やOJT制度の再設計、キャリアパスの明確化など、社員の成長を支援する施策に取り組んでまいります。今後も、理念への共感を基盤とした人材の確保と育成を通じて、組織力の向上及びサービス品質の維持・向上を図ってまいります。

(3) 継続率とブランディングの向上

顧客開拓においては、既存顧客の満足度向上と継続率の向上に取り組むとともに、アップセルやクロスセルを通じた取引の拡大を基本としております。さらに、インサイドセールスを強化し、新規顧客の獲得と取引企業数の拡大を図ってまいりました。

さらなる顧客数の増加に向けては、AIを活用した研修など時代のニーズを踏まえた研修カリキュラムの開発と、ブランディングによる認知度の向上が重要であると認識しております。今後は、書籍の販売を通じたブランディングに加え、WEBサイトの運営強化を通じて、時代に即した情報発信を推進してまいります。

(4) 収益構造の強化と収益の平準化

当社の売上は、新入社員研修の実施が集中する4月に偏る傾向があり、四半期ごとの収益に変動が生じる構造となっております。今後は、研修メニューの多様化に加え、営業職研修や管理職研修など通年で提供可能な研修の強化、ロープレAIの開発などに取り組んでまいります。これらの施策を通じて、収益の平準化と年間を通じた売上の確保を図ってまいります。

(5) ガバナンス体制・内部統制の高度化

持続的な企業成長と健全な事業運営を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化及び実効性のある内部統制体制の整備を重要な課題と認識しております。社内規程の適正かつ効率的な業務運営の基盤づくりに取り組んでまいります。

また、業務フローの可視化を通じて、各業務における承認手続や確認体制を明確化し、業務上のリスクを適切に把握・管理できる仕組みの構築を図ってまいります。あわせて、役職員への周知や教育を行い、法令遵守及び内部統制

に対する意識の向上に努めてまいります。

今後も、内部管理体制の運用状況を継続的に確認し、必要に応じて改善を重ねることで、透明性と信頼性の高い経営体制の確立を目指してまいります。

(6) 情報セキュリティ・個人情報管理の強化

当社は、研修の運営にあたり、顧客企業の従業員情報をはじめとする個人情報を取り扱う機会が多く、クラウドサービス等を活用した情報管理も進んでおります。こうした状況を踏まえ、情報漏えいやサイバー攻撃への対策、社内教育の充実、内部通報制度の整備を重要課題と認識しております。また、プライバシーマーク（Pマーク）の取得に向けた準備も進めており、今後も情報管理体制の一層の強化に努めてまいります。

(7) AIの活用

当社の成長を支える重要な課題であります。AIの進化により、労働と生産のあり方が大きく変わりつつある中で、当社ではAIを積極的に活用することを通じて、営業活動や研修準備の効率化を図っています。具体的には、顧客との打合せ議事録・WEBサイトの文章・研修報告書の作成や、研修をより良くするためのロープレAIなどで活用しています。これにより、生産性の向上ならびに研修品質の向上を実現し、少数精鋭で高い付加価値を生み出す組織への転換を進めてまいります。

(8) 資本政策と財務基盤の安定化

将来的な成長投資・採用・IT開発のための資金需要に備え、計画的な資本政策（エクイティ・ファイナンス等）と自己資本の充実を図ります。金融機関との関係強化、運転資金管理の精緻化も併せて推進し、上場企業としての持続的かつ健全な財務体制を構築してまいります。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

当社は新入社員研修の売上構成が高いため、若年労働人口及び新卒採用動向の変化により新卒採用数が減少し、中途採用に移行する企業の増加や、研修内製化による研修のアウトソーシング減、景気動向等の理由により新卒採用を見送る企業が増加した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

営業研修においては、テクノロジーの進化により営業職自体を必要としない販売体系の確立（対面営業から受発注業務のオンライン完結型により、人を介さずに販売可能な仕組み）がなされた場合、研修ニーズの減少が予想され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社の行う人材育成事業は、他の研修会社、コンサルティング会社、シンクタンク系の研修会社等、多数の企業が参入しており、今後一層、競争が激化するものと認識しております。これまで、当社が他社に対する競争力の源泉としてきた新入社員研修において、他社に対する優位性が維持できなくなった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業について

① 商品、サービスについて

当社の現在の売上構成は、新入社員研修（全体売上の61.7%）と階層別研修（全体売上の26.3%%）の２つが中核となっておりますが、今後のさらなる成長を図るにあたっては、引き継ぎこれらの業界シェア拡大が必要不可欠です。競合他社も参入している研修事業の中でも当社は、特に新入社員研修は甘やかさないをコンセプトに独自性も高く顧客満足度も高いことから今後のシェア拡大の余地は十分あります。しかし、これらの事業が想定通りにシェア獲得が出来なかった場合、当社の中長期的な業績に影響を与える可能性があります。

② システムについて

イ システム障害について

当社提供サービスやそれを支える社内業務は、コンピューター及びインターネット技術に密接に関連しております。したがって、通信事業者が運営する通信ネットワークサービスに依存しており、電力供給不足、災害や事故等によって通信ネットワークやサーバーが利用できなくなった場合、コンピューターウィルスによる被害にあった場合、あるいはサーバー・ソフトウエアに不具合が生じた場合等によって、当社のサービスの提供が不可能となる可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社の社会的信用の低下や損害賠償請求等が発生する可能性があります。

ロ セキュリティについて

当社はハッカーやコンピューターウィルス等に備えるためのセキュリティ対策を施しておりますが、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入などの犯罪や従業員の過誤等によりお客様の個人情報等重要なデータが消去または不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が発生した場合には損害賠償の請求を受ける可能性があり、また当社の社会的信用を失うことになり、当社の事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

③ 知的財産権について

当社の事業においては、オリジナルコンテンツの制作を重視している関係上、著作権・商標権などの知的財産の確保が業務遂行上重要になっております。当社では、商標権の取得や著作権の明示など、さらに開発した技術・ノウハウなどの保護・保全に努めておりますが、悪意の第三者によるサービスの模倣などにより、当社の営業展開に支障が生じ、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

一方、逆に第三者に帰属する商標権や著作権などの知的財産権、肖像権などを侵害しないよう、事前に権利関

係を調査するなど細心の注意を払っておりますが、万が一、第三者の知的財産権、肖像権などを侵害した場合、当社の社会的信用を失うとともに、損害賠償による損失が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④　講師の確保について

顧客満足度を高めるために重要な要因の一つに講師の品質があります。したがって良質な研修を実施するには的確なスキルや知識、経験をもった講師の確保が不可欠であります。

当社では、引き続きこれらの講師の確保に努めていく方針でありますが、将来において、当社が求める要件を備えた講師を確保できなくなった場合、当社の研修実施に重大な支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 組織体制について

①　代表取締役への依存について

当社の代表取締役である宮脇伸二は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役を務めております。同氏は研修事業に関する豊富な経験と知識を有しており、現在においても経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。また、同氏は当社の研修プログラムにおいても講師として登壇し、全体の約６分の１の研修に参加しています。このことにより、同氏の個別指導や研修の品質が当社の競争力の一翼を担っていると言えます。したがって、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の業績及び今後の事業推進に重大な影響を与える可能性があります。

②　小規模組織であることについて

公表日現在、当社の役職員数は７名（使用人兼務役員を含む）という小規模な組織で運営しております。臨時従業員も現在は採用しておりません。したがって、各役職員への依存度が高い状態にあります。当社としては、今後の更なる業容の拡大と事業内容の多様化に対応すべく、優秀な人材の確保が最重要課題の一つであると考えております。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由により既存の人材が失われた場合には、当社の事業活動に支障をきたし、業績に悪影響を与える可能性があります。また、採用した人材の育成が想定通りに進まなかった場合、生産性が下がる可能性があります。

③　組織構造の変化について

当社は、ベンチャー企業らしいフラットな組織構造と、新しいことにチャレンジすることを推奨する組織風土の良さを活かし、コンテンツの開発やサービスの展開にあたり、直接経営者とやり取りをしながら進めてまいりました。今後、組織規模の拡大に伴い、社内のコミュニケーションの悪化や、社内手続きの硬直化といった弊害が顕在化した場合、機を捉えた意思決定ができなくなるリスクがあります。

④　内部管理体制について

当社は、小規模組織による運営でありますが、当社の継続的な企業価値の向上と発展を遂げていくために、コーポレート・ガバナンス体制の強化は重要な課題の一つであると認識しております。現在、財務報告の信頼性、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を実現するために、内部統制が有効に機能する体制を構築し運用に努めておりますが、今後、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築、運用を促進できない場合、適切な業務運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ４月の収益偏重について

当社の収益の大半を占める新入社員研修におきましては、４月に集中するなど、特定の時期に偏った売上計上となる傾向にあります。例年、１月から３月を含む第２四半期の売上高が最も低くなりますが、費用構成に占める人件費などの固定費率が高く、年間を通じて変動が小さいため、第２四半期の収益性が他の四半期と比較して低くなる傾向にあります。したがって、何らかの要因で４月の新入社員研修が想定通り受注できなかったり、新入社員研修が予定通り実施できない状況となった場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 利益配当の未実施について

当社株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、過年度に発生した累積損失が未だ解消されていないことや、内部留保の充実による財務基盤の強化を優先してきたことから、これまで配当を実施しておりません。

今後の配当につきましては、各期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況、ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の必要性等を総合的に勘案したうえで、慎重に検討してまいります。

(7) 税務上の繰越欠損金、繰延税金資産について

当社は、当事業年度末現在、税務上の繰越欠損金が49,409千円存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりません。今後、繰越欠損金の減少又は期限切れにより、課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税を負担することとなり、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合、また、税率変更を含む税制の改正等があった場合には、繰延税金資産の取崩しが必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

① 個人情報・機密情報について

当社はその事業運営に際し、関係者の個人情報及び機密情報を少なからず保有しており、当社の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用されます。

第三者によるセキュリティ侵害、ハッキング、従業員の故意または過失などによって、当社が保有する関係者の個人情報や機密情報の外部流出又は不正使用などが発生した場合、当社は顧客などに対する損害賠償責任を負うとともに、当局から業務改善命令を受ける可能性があるなど、当社の事業、業績及び社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

② 講師やコンテンツ出演者の不祥事・風評等のリスクについて

当社は、講師やコンテンツ出演者が、事故、事件、不祥事等を起こした場合、または巻き込まれた場合、風説、風評及び報道がなされた場合等には、該当する講師の研修への登壇中止、該当する出演者が出演するコンテンツの使用中止等の措置が必要となり、当社の業績等に影響を与える可能性があります。また、これらの発生事象に対し、当社の対応の如何に関わらず、当社にとって悪影響のある形で当該発生事象が投資家、マスメディア、インターネット、その他社会一般に広まった場合等には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

(9) 担当F－Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F－Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がF－Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下、「同社」とします。）であり、同社とのF－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情 のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行 又は違反の是正がなされなかったときは、F－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜F－Adviser契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がF-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと

・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること

・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日にあたらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第２条に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない

整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ） Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ） 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ） Fukuoka PRO Marketの上場株券等

（ｂ） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（１ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、２ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、３ 非上場会社からの事業の譲受け、４ 会社分割による他の者への事業の承継、５ 他の者への事業の譲渡、６ 非上場会社との業務上の提携、７ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、８ その他非上場会社の吸収合併又は１から７までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある

場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ　Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ　Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯　全部取得

当社がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは福岡証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が証券会員制法人福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ3,883千円増加し、81,488千円となりました。これは主に、現金及び預金が3,158千円増加したことによります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ5,659千円減少し、22,319千円となりました。これは主に、繰延税金資産が4,670千円減少したことによります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ9,839千円減少し、32,938千円となりました。これは主に契約負債が4,508千円減少したことによります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ10,134千円減少し、35,277千円となりました。これは長期借入金が10,134千円減少したことによります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ18,197千円増加し、35,592千円となりました。
これは主に利益剰余金が18,197千円増加したこと等によります。

(3) 経営成績の分析

「第３　事業の状況　１　業績等の概要(1) 業績」の記載の通りであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第３　事業の状況　４　事業等のリスク」の記載の通りであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第３　事業の状況　１　業績等の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」の記載の通りであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

２ 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

（注）本社建物並びに東京オフィス建物を賃貸しており、年間賃借料は5,967千円であります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】（2026年８月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（2026年８月31日）（株）	公表日現在発行数（2026年11月24日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,598,000	1,198,500	399,500	399,500	福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）	単元株式数100株
計	1,598,000	1,198,500	399,500	399,500	―	―

（注） １．2025年９月８日開催の取締役会決議により、2025年９月18日付で普通株式１株を500株に分割しております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。

２．2025年９月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年９月18日付で発行可能株式総数は1,594,804株増加し、1,598,000株となっております。また、100株を１単元 とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年９月18日（注）	398,701	399,500	―	39,850	―	29,850

（注） 2025年９月８日開催の取締役会決議により、2025年９月18日付けで普通株式１株につき500株の割合で株式分割をしております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	7	―	―	29	36	―
所有株式数（単元）	―	―	―	1,636	―	―	2,359	3,995	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	40.95	―	―	59.05	100	―

(7) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
宮脇　伸二	福岡県福岡市早良区	161,400	40.40
合同会社KNサンク福岡	福岡県福岡市早良区昭代一丁目21番２号	140,000	35.04
宮脇 久	福岡県福岡市中央区	17,500	4.38
高橋株式会社	福岡県久留米市諏訪野町2378番地	8,000	2.00
廣田商事株式会社	福岡県福岡市中央区港二丁目８番25号	7,500	1.88
畑本　仁	東京都世田谷区	7,500	1.88
田中　衛	静岡県浜松市中区	7,500	1.88
植木　一夫	福岡県福岡市早良区	5,000	1.25
國兼　康男	東京都世田谷区	5,000	1.25
清澄　由美子	福岡県福岡市早良区	4,000	1.00
計	―	363,400	90.96

(注) １．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下３位を四捨五入しております。
２．合同会社KNサンク福岡は、代表取締役宮脇伸二の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　399,500	3,995	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	399,500	―	―
総株主の議決権	―	3,995	―

(注) １．2025年９月８日開催の取締役会決議により、2025年９月18日付で普通株式１株を500株に分割しております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。
２．2025年９月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年９月18日付で1単元を100株に変更しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況、ならびに将来の事業計画等を総合的に勘案し、利益還元策を決定することを基本方針としております。

当社は現在、成長過程にあると認識しており、過年度に発生した累積損失が未だ解消されていないことや、内部留保の充実による財務基盤の強化を優先してきたことから、当面は配当よりも企業体質の強化及び一層の事業拡大を図ることが、株主の皆様への最大の利益還元に繋がるものと考えております。

このような方針のもと、これまでのところ配当は実施しておりませんが、将来的には経営基盤の安定及び収益状況を踏まえたうえで、適切な利益還元の在り方を検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年１回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

４ 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	18期	19期	20期
決算年月	2024年8月	2025年8月	2026年8月
最高（円）	―	―	630
最低（円）	―	―	630

（注）最高・最低株価は福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものです。なお、2025年12月26日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年３月	2026年４月	2026年５月	2026年６月	2026年７月	2026年８月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）2026年３月から2026年８月については、売買実績はありません。

５ 【役員の状況】

男性３名　女性２名(役員のうち女性の比率40%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	宮脇伸二	1975年10月29日	1999年4月 2001年7月 2007年9月	三和銀行（現 三菱UFJ銀行）入社 ビジネスブレイン太田昭和グループ（会計コンサルティング・システム開発会社）入社 当社設立、代表取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	(注)6，7 301,400
取締役	東日本オフィス長	江藤未穂子	1989年８月30日	2012年5月 2018年3月 2019年5月 2020年5月 2021年5月	当社入社 東京オフィス長就任 当社取締役就任 当社取締役辞任 当社取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	500
取締役	西日本オフィス長	奥永麻美子	1983年６月８日	2007年4月 2013年7月 2018年3月 2021年5月	株式会社イーオン入社 当社入社 福岡オフィス長就任 当社取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	500
取締役		松田豊偉地	1968年６月９日	1992年4月 2001年3月 2009年5月 2012年11月 2020年5月 2026年3月	新日本製鐵株式会社（現：日本製鉄株式会社）　入社 株式会社マツレン入社 株式会社マツレン代表取締役就任（現任） 株式会社五栄ビジネス・エージェント代表取締役就任　（現任） 当社取締役就任　（現任） 有限会社九州三慶興産代表取締役就任　（現任）	(注)3	(注)5	500
監査役		中谷啓二	1973年２月20日	1996年4月 2004年4月 2006年3月 2009年1月 2018年4月	株式会社読売新聞西部本社　入社 九州大学法科大学院　入学 同院　修了 弁護士法人上野光典総合法律事務所入所　（現任） 当社監査役就任　（現任）	(注)4	(注)5	1,500
計								304,400

(注)１．取締役　松田豊偉地は、社外取締役であります。
２．監査役　中谷啓二は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2027年8月期の臨時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2026年8月期の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
５．2026年８月期における役員報酬の総額は、20,760千円を支給しております。
６．当社は、2025年９月18日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っており、各役員の所有する当社の株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
７．代表取締役宮脇伸二の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社KNサンク福岡が保有する株式も含んでおります。
８．当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、鈴木花菜、高野浩次の２名であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、株主に対する説明責任を果たすべく、経営の透明性を確保し、迅速かつ適切な情報開示を実施していくことを重視しております。また、収益を拡大し企業価値を高めるために、スピーディな意思決定と業務執行を行うための経営体制の効率化を進めると同時に、社会と調和した健全な倫理観にもとづく企業活動を行うために、経営監視体制の充実を図っております。今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

(企業統治に関する事項－内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備状況)

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業向けにコンプライアンス研修を提供する立場であることから、法務省令を遵守することはもちろん、財務報告の信頼性の確保、資産の保全、業務の有効性・効率性を実現するために必要な内部統制のしくみを、最新の基準で整備していくことを心掛けております。具体的には、あらゆる業務をシステム化し、そこに内部統制の仕組みを組み込むことで、不正行為の防止はもちろんのこと、不注意によるコンプライアンス違反のリスクをも抑制すべく取り組みを推進しております。

ロ リスク管理体制の整備

当社は、事業活動における様々なリスクを適切に把握・評価し、未然防止及び早期対応を図ることを目的として、リスク管理体制の整備を進めております。具体的には、業務執行部門において発生し得るリスクを洗い出し、管理部門が中心となって全社的にリスクをモニタリングする体制を構築しております。定期的な会議体（取締役会、月次会議等）において、各部門からの報告・情報共有を行い、リスクの重要性に応じた対応方針の策定と改善措置を実施しています。

また、当社では、リスク管理及びコンプライアンス強化の一環として、「リスクコンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、社内外のリスクや法令遵守状況を統括的に確認・評価する機能を担っており、代表取締役を委員長とし、管理部門責任者を中心に構成されております。委員会では、定期的に開催される会議において、リスク事象や対応方針に関する審議を行うほか、社内の意識向上を目的とした勉強会も実施しております。具体的な活動としては、個人情報保護に関する勉強会、リスクコンプライアンスに関する勉強会、反社会的勢力対策に関する勉強会などを継続的に開催しております。

さらに、リスクの中でもコンプライアンス違反や不正行為等に関しては、社内の担当者による内部通報窓口に加え、顧問弁護士を窓口とする外部通報体制を整備し、「内部通報規程」を定めております。これにより、組織的または個人的な法令違反や不正行為の早期発見及び抑止を図っています。

重大性の高いリスクが認知された場合には、必要に応じて法務、労務、会計・税務等の外部専門家や関係当局からの助言を得ることで、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を整備しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、当社の社外取締役は１名、社外監査役は１名であります。

社外取締役松田豊偉地は、現在、株式会社マツレンの代表取締役で、地場企業の経営者とのパイプも多数あり、社外取締役としての独立した立場からの経営監督とともに、当社事業の成長にとって示唆に富む助言もいただいております。当社との間には特別の利害関係はなく、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると考えております。なお、本書提出日現在、当社株式を500株保有しております。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役中谷啓二は、弁護士として、そのキャリアを生かした実効性の高い経営監視機能を評価して選任しております。当社との間には特別の利害関係はなく、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると考えております。なお、本書提出日現在、当社株式を1,500株保有しております。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

（内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係）

イ　内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部（１名）が毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って、業務監査を実施しております。管理部の内部監査は取締役社長が指名した管理部以外に所属する内部監査担当者が監査を実施することとしており、他部門と相互に監査を行うことで、牽制機能の強化と客観性の確保を図っております。内部監査の結果については、監査実施後、速やかに社長へ報告しております。

監査役（非常勤監査役１名）は、年度の監査役監査計画を立案し、これに則り監査を実施し、取締役会及びその他重要な会議への出席や、各部署の管掌役員等からその職務の執行状況について聴取し、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより、会計監査人との連携を図っております。

内部監査、監査役、会計監査人の三者は、監査で得た情報についてそれぞれ情報交換を行い、相互連携を図っております。

ロ　会計監査の状況

当社の会計監査につきましては、監査法人やまぶきと監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、福水佳恵氏、内海慎太郎氏の２名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士３名、その他２名であります。

なお、当社の財務書類に対する連続監査年数については７年以内であるため、記載を省略しております。

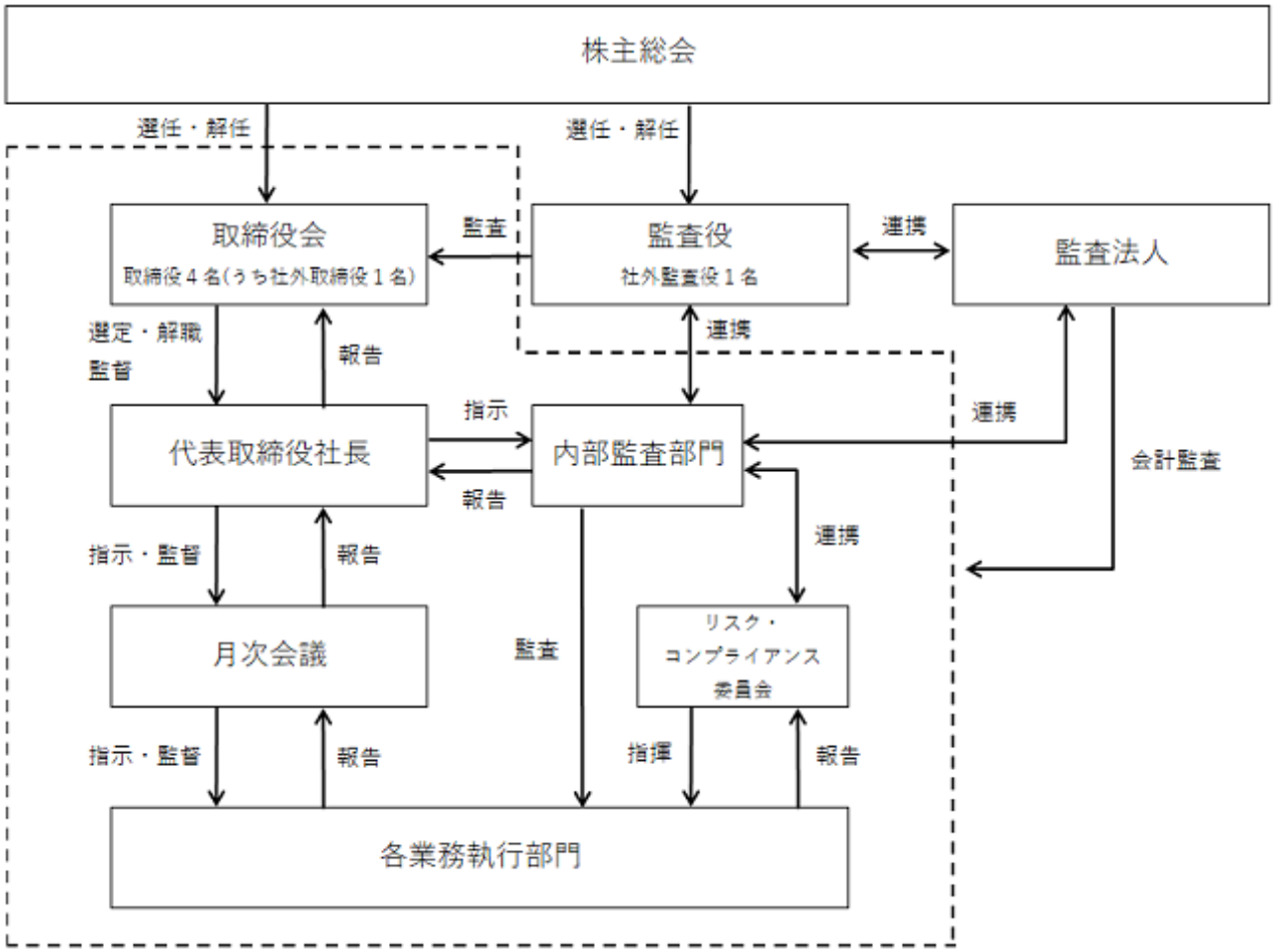

③　企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の

健全性・透明性の確保を図ります。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

イ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、高い倫理観をもって公正かつ適切な業務執行を行うため、行動規範を定めております。また、業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で決裁権限を明確化します。さらに、監査役による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックの他、会計監査人による業務監査・会計監査をあわせて実施します。

ロ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業リスク(経営目標を阻害する恐れのある不確実性を伴う事象や行為)を認識・理解し、コントロールするため、全役職員が行動する企業風土の構築及び体制の確立が当社のリスク管理の基盤となっております。リスク管理の徹底を図るため、想定しうる事業リスクを的確に把握・評価し、積極的に経営戦略の中に取り込んでいく必要があるという認識に立ち、情報の共有化と経営体制の強化に繋げております。

ハ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

ニ　当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしています。また、監査役は、必要に応じて当社の業務執行状況について取締役又は使用人に報告を求めることができます。

ホ　上記二の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告に関しては、内部通報に係る報告以外であっても、通報者保護の基本原則を遵守し、当該報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

④ 役員の報酬等

［1］ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を鑑みた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

ロ 報酬限度額

取締役の報酬限度額は、2018年４月27日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち、社外取締役１名）です。また、監査役の報酬限度額は、2018年４月27日開催の定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名（うち、社外監査役１名）です。

ハ 報酬体系

当社の取締役の報酬額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であります。取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が、その具体的な内容について委任を受け、決定するものとしております。

［2］ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	19,800 (600)	19,800 (600)	— (—)	— (—)	4 （1）
監査役 （うち社外監査役）	960 (960)	960 (960)	— (—)	— (—)	1 （1）

［3］ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

［4］ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

⑤ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は３名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別議決要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的

とするものであります。

⑨　自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩　中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪　取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第１項の責任につき、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑫　責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

⑬　株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)　【監査報酬の内容等】

①　【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	7,000	―
計	7,000	―

②　【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③　【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で適切に決定しております。

第６ 【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表については、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき、当社の当事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,657	73,816
売掛金	2,571	2,090
前払費用	4,343	5,217
その他	32	364
流動資産合計	77,605	81,488
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,654	1,654
減価償却累計額	△532	△769
建物(純額)	1,121	885
工具、器具及び備品	501	616
減価償却累計額	△501	△115
工具、器具及び備品(純額)	0	500
有形固定資産合計	1,121	1,385
無形固定資産		
ソフトウエア	2,710	1,730
無形固定資産合計	2,710	1,730
投資その他の資産		
長期前払費用	229	177
繰延税金資産	22,744	18,073
その他	1,172	952
投資その他の資産合計	24,146	19,203
固定資産合計	27,978	22,319
資産合計	105,584	103,808

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金	3,353	2,996
未払費用	5,468	4,616
契約負債	13,089	8,580
1年内返済予定の長期借入金	10,204	10,134
賞与引当金	980	1,420
未払法人税等	388	388
未払消費税等	7,176	3,283
その他	2,118	1,518
流動負債合計	42,778	32,938
固定負債		
長期借入金	45,411	35,277
固定負債合計	45,411	35,277
負債合計	88,189	68,216
純資産の部		
株主資本		
資本金	39,850	39,850
資本剰余金		
資本準備金	29,850	29,850
資本剰余金合計	29,850	29,850
利益剰余金		
利益準備金	6	6
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△52,311	△34,113
利益剰余金合計	△52,305	△34,107
株主資本合計	17,394	35,592
純資産合計	17,394	35,592
負債純資産合計	105,584	103,808

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	※1　157,941	※1　186,753
売上原価	46,022	53,681
売上総利益	111,918	133,072
販売費及び一般管理費	※2　100,029	※2　109,220
営業利益	11,889	23,852
営業外収益		
受取利息	86	171
その他	41	0
営業外収益合計	127	172
営業外費用		
支払利息	842	709
その他	58	58
営業外費用合計	900	767
経常利益	11,115	23,256
税引前当期純利益	11,115	23,256
法人税、住民税及び事業税	388	388
法人税等調整額	6,515	4,670
法人税等合計	6,903	5,059
当期純利益	4,211	18,197

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　労務費		9,091	19.8	7,930	14.8
Ⅱ　経費	※１	36,930	80.2	45,750	85.2
当期売上原価		46,022	100.0	53,681	100.0

（注）　※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
支払報酬料	23,399	27,809
旅費交通費	5,824	8,351
地代家賃	3,701	5,865
外注費	1,514	―
消耗品費	2,434	3,566
その他	56	157

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	39,850	29,850	29,850
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	39,850	29,850	29,850

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6	△56,523	△56,517	13,182	13,182
当期変動額					
当期純利益		4,211	4,211	4,211	4,211
当期変動額合計	―	4,211	4,211	4,211	4,211
当期末残高	6	△52,311	△52,305	17,394	17,394

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	39,850	29,850	29,850
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	39,850	29,850	29,850

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6	△52,311	△52,305	17,394	17,394
当期変動額					
当期純利益		18,197	18,197	18,197	18,197
当期変動額合計	―	18,197	18,197	18,197	18,197
当期末残高	6	△34,113	△34,107	35,592	35,592

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	11,115	23,256
減価償却費	1,592	1,331
賞与引当金の増減額（△は減少）	40	440
受取利息及び受取配当金	△86	△171
支払利息	842	709
売上債権の増減額（△は増加）	337	481
前払費用の増減額（△は増加）	△1,910	△874
未収消費税等の増減額（△は増加）	7,866	―
長期前払費用の増減額（△は増加）	64	52
未払金の増減（△は減少）	△652	△356
未払費用の増減（△は減少）	△160	△851
契約負債の増減額（△は減少）	2,340	△4,508
未払消費税等の増減額（△は減少）	7,176	△3,892
その他	132	△701
小計	28,698	14,914
利息及び配当金の受取額	86	171
利息の支払額	△842	△709
法人税等の支払額	△388	△388
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,554	13,988
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	―	△616
無形固定資産の取得による支出	△2,807	―
その他	―	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,807	△626
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△10,719	△10,204
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,719	△10,204
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	14,028	3,158
現金及び現金同等物の期首残高	56,629	70,657
現金及び現金同等物の期末残高	※1　70,657	※1　73,816

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	７年
工具、器具及び備品	４年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下の通りであります。

ソフトウエア	５年

２．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

３．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する各サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 法人向け教育

法人向けに研修サービスの提供を行うことを履行義務としております。当該履行義務は、研修サービスを顧客に納品する一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

② 熱・考・動クラブ

法人向けに公開型のオンライン研修の提供を行うことを履行義務としております。

顧客の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。

なお、約束した対価の金額は、概ね１か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	22,744	18,073

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは当社の事業計画を基礎としており、その時点における合理的な情報等により算定した売上高の予測を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

不確実性の高い環境下にあり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績が乖離し、翌事業年度の損益が悪化した場合には、翌事業年度に追加的な損失の発生の可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※１．顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益のみとなっております。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表等「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	13,240千円	14,133千円
給料手当	27,695 〃	28,364 〃
支払報酬料	15,962 〃	21,918 〃
減価償却費	1,592 〃	1,331 〃
賞与引当金繰入	980 〃	1,365 〃
おおよその割合		
販売費	50.8％	39.0％
一般管理費	49.2〃	61.0〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年９月１日　至2025年８月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	799	－	－	799

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	799	398,701	－	399,500

（注）普通株式の増加398,701株は、2025年９月18日付の株式分割によるものであります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
現金及び預金	70,657千円	73,816千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―	―
現金及び現金同等物	70,657千円	73,816千円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権（売掛金等）については、経常的に発生しており、担当者が、販売管理規程に従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	55,615	54,295	△1,319
負債計	55,615	54,295	△1,319

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	45,411	41,525	△3,886
負債計	45,411	41,525	△3,886

注　「現金及び預金」「売掛金」「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）金銭債権の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	70,657	―	―	―
売掛金	2,571	―	―	―
合計	73,228	―	―	―

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	73,816	―	―	―
売掛金	2,090	―	―	―
合計	75,906	―	―	―

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	10,204	10,134	10,134	10,134	9,035	5,974
合計	10,204	10,134	10,134	10,134	9,035	5,974

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	10,134	10,134	10,134	9,035	2,894	3,080
合計	10,134	10,134	10,134	9,035	2,894	3,080

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	54,295	―	54,295
負債計	―	54,295	―	54,295

当事業年度（2026年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	41,525	―	41,525
負債計	―	41,525	―	41,525

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	334千円	495千円
減価償却超過額	575 〃	276 〃
繰越欠損金（注２）	25,399 〃	17,243 〃
その他	239 〃	340 〃
繰延税金資産小計	26,547 千円	18,356 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△3,600 〃	―
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△202 〃	△282 〃
評価性引当額小計（注１）	△3,802 〃	△282 〃
繰延税金資産合計	22,744 千円	18,073 千円

（注） １．評価性引当額が3,520千円増加しております。この増加の内容は、主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	―	―	―	―	―	25,399	25,399
評価性引当額	―	―	―	―	―	△3,600	△3,600
繰延税金資産	―	―	―	―	―	21,798	（※２）21,798

（注） １．税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２． 税務上の繰越欠損金25,399千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産21,798千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	―	―	―	―	―	17,243	17,243
評価性引当額	―	―	―	―	―	―	―
繰延税金資産	―	―	―	―	―	17,243	（※２）17,243

（注）１．税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
２．税務上の繰越欠損金17,243千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産17,243千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度（2025年８月31日）	当事業年度（2026年８月31日）
法定実効税率	34.1%	34.1%
（調整）		
軽減税率適用による差異	△7.8%	△3.7%
住民税均等割	3.5%	1.7%
評価性引当額の増減	29.5%	△14.8%
その他	2.9%	4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.1%	21.8%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年９月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.1%から34.9%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材育成事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
一時点で移転されるサービス	151,801	182,377
一定の期間にわたり移転されるサービス	6,140	4,376
顧客との契約から生じる収益	157,941	186,753
その他の収益	―	―
外部顧客への売上高	157,941	186,753

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）３．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

当社の契約残高は、顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しております。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,909	2,571
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,571	2,090
契約負債(期首残高)	10,748	13,089
契約負債(期末残高)	13,089	8,580

契約負債は、人材育成事業において、履行義務の充足前に顧客から受領した前受金であり、収益の認識に伴い取崩しを行います。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,089千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は「人材育成事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2024年９月１日　至2025年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【関連当事者情報】

１．　関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	宮脇伸二	―	―	当社 代表 取締役	(被所有) 直接　40.43 間接　35.04	債務被保証	銀行借入に対する債務保証	55,615	―	―

(注)　当社は、銀行借入に対して、代表取締役宮脇伸二より、債務保証を受けておりましたが、前事業年度末においては解消されております。銀行借入の取引金額は、債務保証解消時点の借入残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

当事業年度(自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
１株当たり純資産額	43.54円	89.09円
１株当たり当期純利益	10.54円	45.55円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．当社は、2025年９月18日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	4,211	18,197
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,211	18,197
普通株式の期中平均株式数(株)	399,500	399,500

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	1,654	―	―	1,654	769	236	885
工具、器具及び備品	501	616	501	616	115	115	500
有形固定資産計	2,155	616	501	2,270	884	351	1,385
無形固定資産							
ソフトウエア	8,983	―	―	8,983	7,253	979	1,730
無形固定資産計	8,983	―	―	8,983	7,253	979	1,730
長期前払費用	410	18	―	428	251	70	177

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
工具、器具及び備品　社内利用パソコン 616千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	10,204	10,134	1.40	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	45,411	35,277	1.39	2027年～2035年
合計	55,615	45,411	―	―

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	10,134	10,134	9,035	2,894

【引当金明細表】

科目	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	980	1,420	980	―	1,420

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	―
預金	
普通預金	73,816
合計	73,816

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マルタイ	1,100
九電ドローンサービス株式会社	462
株式会社オーハシテクニカ	264
株式会社アーウィン	264
合計	2,090

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
2,571	31,946	32,427	2,090	93.95	26.63

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 繰延税金資産

繰延税金資産は、18,073千円であり、その内容については「第６経理の状況 １財務諸表等 （１）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

④ 前払費用

区分	金額(千円)
株式会社イーリサ	3,300
その他	1,917
合計	5,217

⑤　契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社スリーエイ・システム	2,540
福岡県信用組合	1,188
日塗株式会社	990
その他	3,862
合計	8,580

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日、毎年８月31日
１単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール　ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール　ジャパン
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.sales-ac.jp/に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月24日

株式会社セールスアカデミー
　取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　福水　佳　恵

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　内海　慎太郎

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 127 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セールスアカデミーの 2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日までの第 20 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セールスアカデミーの 2026 年８月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他

の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい

る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上